

公益財団法人磐城済世会医師育成奨学金貸与規程施行規則

(貸与の申請手続)

第1条 公益財団法人磐城済世会医師育成奨学金貸与規程（以下「規程」という。）第2条に規定する申請をしようとする者は、医師育成奨学金貸与申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、公益財団法人磐城済世会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。ただし、当該申請をする日の属する年度に大学（規程第2条に規定する大学をいう。以下同じ。）に入学した者にあつては、第1号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

- (1) 大学の学業成績証明書
- (2) 大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証する書類
- (3) 健康診断書（第2号様式）
- (4) 戸籍抄本
- (5) 履歴書
- (6) その他理事長が必要と認める書類

(保証人)

第2条 公益財団法人磐城済世会医師育成奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人のうち、1人は奨学金の貸与を受けようとする者の親族（奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合にあつては、親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と理事長が認めた者）とし、他の1人は成年者であつて独立の生計を営み、かつ、奨学金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

(選考及び決定の通知)

第3条 奨学金の貸与を受ける者の選考は、第1条の規定により提出された書類の審査及び面接により行うものとする。

- 2 理事長は、奨学金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、公益財団法人磐城済世会医師育成奨学金貸与決定通知書（第3号様式）又は公益財団法人磐城済世会医師育成奨学金貸与不承認決定通知書（第4号様式）によりその結果を申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の面接は、理事長がその必要がないと認める場合は、省略することがある。

(貸与契約の解除の通知)

第4条 理事長は、規程第5条第1項の規定により奨学金の貸与契約（以下「契約」という。）を解除したときは、直ちに、契約の相手方にその旨を通知するものとする。

(公益財団法人磐城済世会医師育成奨学金借用証書の提出)

第5条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の貸与期間が満了したとき、又は規程第5条第1項の規定により契約を解除されたときは、直ちに、貸与を受けた奨学金の全額について公益財団法人磐城済世会医師育成奨学金借用証書(第5号様式)を理事長に提出しなければならない。

(返還方法の変更承認の申請手続)

第6条 規程第8条第1項ただし書の規定により別に期限を定めて、又は分割して返還することを希望する者は、同項各号のいずれかに該当するに至った日から起算して20日以内に、公益財団法人磐城済世会医師育成奨学金返還方法変更承認申請書(第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

(返還債務の免除の申請手続)

第7条 規程第6条又は第7条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、公益財団法人磐城済世会医師育成奨学金返還債務免除申請書(第7号様式)に規程第6条各号又は第7条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予の申請手続)

第8条 規程第9条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、公益財団法人磐城済世会医師育成奨学金返還債務履行猶予申請書(第8号様式)に同条の災害、疾病その他やむを得ない事由が存することを証する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(学業成績証明書の提出)

第9条 奨学金の貸与を受けている者は、奨学金の貸与を受け始めた年の翌年から貸与期間が満了するまでの間、毎年4月30日までに前学年における学業成績証明書を理事長に提出しなければならない。

(届出)

第10条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、理事長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (5) 復学したとき。
- (6) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

(7) 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

(8) 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第2項の医師免許証の交付を受けたとき。

(9) 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に従事しようとするとき及び当該臨床研修に従事しなくなったとき。

2 契約の相手方は、保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書（第9号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 契約の相手方が死亡したときは、その者の保証人は、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、理事長に届け出なければならない。

（後期研修等従事届の提出）

第11条 契約の相手方は、規程第6条に規定する後期研修、医学に係る研究又は市立病院以外の病院若しくは診療所の勤務に従事しようとするときは、後期研修等従事届（第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

（現況報告書の提出）

第12条 契約の相手方は、大学を卒業した日から奨学金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年4月15日までに、同月1日現在の状況を現況報告書（第11号様式）により理事長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。